

二者懇談会、現地交流会

《二者懇談会》

二者懇談会は、ひかり協会と守る会との懇談会で、ひかり協会の理事会と守る会全国本部で行う本部二者懇談会と、都府県ごとにひかり協会事務所と守る会都府県本部が行う現地二者懇談会があります。またブロック全体の視野に立って事業を促進するため、ブロック二者懇談会を重視しています。

現在、ひかり協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」及び「ブロック制実施要綱」に基づく救済事業を実施していますが、こうした救済事業の発展にとって重要な方針を検討、決定する際には、二者懇談会を中心に1年から2年にわたって継続的計画的に検討を行っています。現地二者懇談会では、広く被害者からも現地交流会などで意見を聞き、検討を行います。現地二者懇談会の意見は、ひかり協会、守る会のそれぞれ本部に集約され、本部二者懇談会で検討が行われます。

その検討結果は、現地二者懇談会に返され、現地と本部の検討が繰り返された後、ひかり協会理事会は守る会の合意・確認のもとに決定します。決定された後は、現地二者懇談会で、決定された方針・内容を現地交流会や協力員研修会議、症状別課題別懇談会などを通じて被害者に説明し理解を図れるように検討して取り組みます。こうした取組を通して、守る会が三者会談確認書の調印団体である責任と役割を担っています。

現地二者懇談会は、現在は年2～4回程度、守る会都府県本部ごとに開催されています。毎年度の事業計画・予算に対する意見・要望の検討をはじめ、被害者の健康づくりを担う救済事業協力員活動、現地交流会などの企画、運営など、計画と実施の検討を行っています。

ひかり協会は、救済事業の維持・発展に欠かすことのできない重要な役割を果たしている二者懇談会を、事業推進の「軸」と位置付け重視しています。

《現地交流会》

現地交流会は、被害者同士の交流を通じて、障害や症状の有無にかかわらず相互の理解と連帯を図り、被害者の自主的健康管理や生活設計実現の取組を促進し、ひかり協会事業への理解と協力が深まることを目的に実施する事業です。企画によって日帰りあるいは1泊2日で実施しています。

現地交流会の企画・実施にあたっては、被害者の自主性・主体性、連帯に配慮したものになるように現地二者懇談会で企画や運営を検討し、被害者の意見が反映できるようにしています。現地交流会の企画・内容は、レクリエーション的なものだけでなく、守る会運動の歴史やひかり協会の救済事業などについての学習、健康づくりのための学習や経験交流の場として実施されています。

また、「救済事業のあり方」検討の際には、被害者の意見聴取の場として、また決定後の説明と理解の場として活用しています。このような企画・内容を通じて、被害者相互のより深い理解と連帯を図り、ひかり協会の救済事業への理解と協力が進むように取り組んでいます。